

京都市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例（平成17年6月8日京都市条例第8号）（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）

京都市本能特別養護老人ホームを京都市中京区蛸薬師通油小路東入元本能寺南町346番地に設置するとともに、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に特別養護老人ホームの管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

なお、指定管理者の告示等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年6月8日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第8号

京都市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

京都市特別養護老人ホーム条例の一部を次のように改正する。

第7条を削る。

第6条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「第3条第1号」を「第4条第1号」に、「第7条の規定に基づきホームの管理の委託を受けた団体（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ」を「次の各号に掲げる者の利用料金は」に、「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同項第1号及び第2号中「第3条第2号」を「第4条第2号」に改め、同項第3号中「第3条第3号」を「第4条第3号」に改め、同項第4号中「第3条第4号」を「第4条第4号」に、「第13条第4項第1号」を「第13条第3項第1号」に改め、同項第5号中「第3条第6号」を「第4条第6号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第40条第1項第1号に規定するユニットの提供に係る利用料金は、別に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第5条を第6条とする。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第3条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 ホームの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) ホームの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表京都市小川特別養護老人ホームの項の次に次の1項を加える。

京都市本能特別養護老人ホーム	京都市中京区蛸薬師通油小路東入元本能寺南町346番地	90	10
----------------	----------------------------	----	----

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の告示その他京都市本能特別養護老人ホームを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京都市特別養護老人ホーム条例第7条の規定に基づき管理を委託している特別養護老人ホーム(以下「ホーム」という。)については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に当該法律による改正後の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定をしたホームにあつ

ては、当該指定の日) までの間は、なお従前の例による。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)